

事 務 連 絡  
令和 4 年 8 月 4 日

都道府県薬剤師会 事務（局）長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
医薬情報管理部

### アンチ・ドーピングガイドブックの訂正について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、本会が毎年作成しているアンチ・ドーピングガイドブックの 19 ページに記載されている下記の文について、競技団体等に確認したところ既に該当する規定は削除されていることが判明しました。

そのため、下記の文についても削除とさせていただきます。

削除になる文書（p19）

Q. 局所麻酔薬は禁止されませんか？

A. 2004 年から禁止されません。しかし、ラグビーの場合、「競技に関する規定」の「第 10 条医学関連事項」に、「プレーヤーは、適切な歯科医や医師による止血のための傷口の縫合もしくは歯科的治療以外の目的で、試合当日に局部麻酔を受けてはならない。」とされ、WADA の禁止表では禁止されない物質が禁止されています。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。